令和２年第２回上峰町議会定例会会議録

会期	令和２年６月９日	（火曜日）	８日間	本会議５日
	令和２年６月16日	（火曜日）		休　会３日

令和２年６月９日第２回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第１日）	
出席議員 （10名）	１番　鈴木千春　２番　大川徹也　３番　原　直弘 ４番　吉田　豊　５番　田中静雄　６番　原田　希 ７番　吉富　隆　８番　大川隆城　９番　寺﨑太彦 10番　中山五雄
欠席議員 （０名）	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町長　武廣勇平　副町長　森　悟 教育長　野口敏雄　会計管理者　橋本真美 総務課長　三好浩之　まち・ひと・しごと創生室長　河上昌弘 財政課長　坂井忠明　危機管理対策監　弥永正一 建設課長　森園敦志　産業課長兼農業委員会事務局長　日髙泰明 住民課長　扇　智布由　健康福祉課長　江島朋子 税務課長　矢動丸栄二　教育委員会事務局長　中島　洋 生涯学習課長　小川成弘　文化課長　宗雲英則
職務のため出席した事務局職員	議会事務局長　二宮哲次　議会事務局主事　松田　望

議事日程　令和２年６月９日　午前９時30分開会（開議）

日程第１　　会議録署名議員の指名について

日程第２　　会期の決定について

日程第３　　町長の行政報告

日程第４　　諸般の報告

令和元年度上峰町一般会計継続費繰越計算書及び令和元年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書

日程第５　　議案一括上程　提案理由の大要説明

（議案第32号～議案第35号）

午前９時30分　開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は令和２年第２回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和２年第２回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第１．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、３番原直弘君、４番吉田豊君を指名いたします。

日程第２　会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第２．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より６月16日までの８日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は８日間と決定いたしました。

日程第３　町長の行政報告

○議長（中山五雄君）

日程第３．町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様、おはようございます。令和２年第２回上峰町議会定例会に御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、早速各課順に行政報告をいたします。まず、総務課でございます。

総　務　課

新型コロナウイルス感染症対策については、２月20日の第１回準備会議から５月７日までの間に、21回の会議を開き、拡大防止対策等について協議を重ね、対策の実施に取り組んでいるところであります。引き続き、国・県の行動を注視し、迅速に対応していきたいと考えております。また、本町庁舎内の業務継続計画についても策定し、５月から試行的に運用しているところであります。

人事につきましては、４月１日付けで２名の新規職員と７名の再任用職員の採用を行いました。また、今年度より、鳥栖三養基消防事務組合からの派遣職員１名及び会計年度任用職員12名を採用しております。

消防関係では、４月12日に第59回上峰町消防団入退団式を、三密を避け参加者を20名程度に縮小し挙行しました。今年度の退団者は16名で、新入団員５名の任命を行いました。５月20日には全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の全国一斉情報伝達訓練を実施し、緊急時の迅速かつ確実な情報伝達手順の確認を行いました。

交通安全関係では、例年、小・中学校の新年度登校日にあわせて実施している交通安全指導員による街頭指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校が休業となっていたため、５月14日からの学校再開に併せて町内６箇所で、交通安全指導員による街頭指導を実施しました。

まち・ひと・しごと創生室

１．広報企画係

鎮西山再整備事業については、手上げを行っていた整備交付金の採択を受け、交付申請を行いました。現在、業者選定に向けて入札準備を進めています。

コロナウイルス感染拡大防止措置の取組みを契機に、庁舎執務についてもテレワーク導入に向けたシステム構築に向け着手したところです。

統計調査業務については、本年度は国勢調査の調査年度となっており、調査員の確保を含め、早期からの対応を心掛けたいと思います。

２．まち・ひと・しごと創生係

ふるさと納税については、昨年度の寄附件数がおよそ27万件（前年度30万件）、金額では

およそ4,670,000千円（前年度5,320,000千円）でした。今年度も引き続き、制度を取り巻く周辺環境や社会変動要因に鑑みながら戦略的にふるさと納税に取り組んでまいります。

地域ブランディング事業については、事業者選定を終え、鎮西八郎為朝ゆかりの地として、上峰町を積極的に内外へ発信していく取組みなどを軸に着手します。

中心市街地活性化事業の進捗は、４月１日にＰＦＩ方式及び国内初事例となるＬＡＢＶ方式の２方式による実施方針を公表しました。公表後の反応も大きく、以後のスケジュールに沿って進捗させていきたいと考えています。

財　政　課

予算編成関係では、これまで４月16日開催の臨時議会に補正第１号を、５月18日には専決第１号補正及び補正第２号を臨時議会に提案させて頂きました。今回の定例議会には補正第３号を取り纏め提案しています。

この他、予算の執行に関して、医薬材料の調達やオンライン授業に要する経費など、新型コロナウイルス感染症対策等で急を要する場合には予備費を充用するなど、迅速な対応に努めています。

庁舎管理関係では、１階接客窓口の席数を減らしたうえでカウンター内に飛沫防止用のアクリル板を設置、併せてパンフレット類も新設ラックに整理して立位での短時間接客空間を確保しました。今後も可能な限り接客時の密接防止や飛沫対策、時短に努めて参ります。

町有施設管理関係では、清掃や樹木管理、除草等の業務委託など予定通り発注が進んでおります。地区に管理を委託している集会施設は、感染防止のため４月から休館措置を実施したほか、再開に際しても感染防止策の徹底をお願いしています。

住　民　課

１．住民記録係

４月末現在の人口は9,584人、前月と比較しますと７人の増、世帯数では3,682世帯で６世帯の増となっています。

マイナンバー制度関連としましては、４月末時点でマイナンバーカード作成の委託先である地方公共団体情報システム機構より町に到着しているカード数は1,398件、交付数は1,335件、保管数は46件で、交付率は14％となっています。マイナンバーカードを利用したサービスである「各種証明コンビニ交付サービス」につきましては、利用状況が増加傾向にあり、今後もマイナンバーカードの普及やコンビニ交付サービスの広報に努めます。

戸籍事務へのマイナンバー制度導入を目的とした戸籍法の一部改正、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用等を目的としたデジタル手続法の改正に伴い各種システムの改修等の準備を進めています。

２．子育て支援係

町内の認定こども園及び町外の広域保育の入所について、１号144名、２号及び３号が245

名の合計389名の入所決定及び保育料の決定に関する事務を行いました。今後も保育が必要な児童について、保護者の希望にそえるよう認定こども園等との連携を行っていきます。

児童手当につきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策として、今年度は年に一度の現況届を郵送で提出を行えるように変更しました。また、児童手当受給世帯の対象児童１人につき10千円を給付する子育て世帯臨時特別給付金の支払い準備を進めています。

放課後児童健全育成事業については、新型コロナウイルスの影響による小学校の臨時休校を受け、小学校と連携し、多数の児童の受け入れを行いました。引き続き新型コロナウイルスの感染に留意しながら、児童の受け入れを行います。

３．環境係

４月12日、17日に実施した狂犬病予防法に基づく狂犬病予防集合注射は、登録犬349頭中79頭に接種を行いました。

５月１日には、公共用水域の水質保全を図るため、切通川、井柳川を含め河川水の水質調査を18地点で実施し、また、水質汚濁防止法に基づき工場排水水質検査を６事業所で実施しました。調査結果は現在解析中です。

次期ごみ処理施設については、建設予定地の用地縮小により焼却施設を先行して令和６年の稼働を目指しており、スケジュールどおりに計画を進めています。

空家等の適正な管理につきましては、空家等は個人の財産であるため所有者等が自らの責任において管理して頂くよう、意識啓発に努めていきます。

健康福祉課

１．健康増進係

例年４月から実施している特定健診及び各種がん検診等の集団健診は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせております。令和元年度の特定健診の受診率は、対象者1,194名に対し590名の方が受診され49.4％でした。感染症対策や生活習慣病予防等住民の健康意識の向上のため取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症ハイリスク者である、透析を受けている方、心疾患の方、呼吸器疾患の方、妊婦の方に、また、医療機関等の医療物資が不足している状況から、上峰町の一般医療機関及び介護福祉施設にマスクの配布を行いました。指定医療機関には防護服セットを配布しました。今後も引き続き医療機関と連携しながら、相談体制の充実や感染情報の収集・伝達に努めていきます。

２．保険年金係

国民健康保険制度の広域化に伴い、各種手続きや保険給付、保健事業について、県内で統一した事業の実施や運営を目指し検討を重ねています。今後も国民健康保険事業の安定的な運営が持続するよう、引き続き県及び県内保険者と連携していきます。医療費給付適正化対策として、毎月レセプト点検を実施しており、資格・診療内容を精査しています。また、被

保険者の給付費抑制意識を高めるため、重複服薬等勧奨通知を年１回、医療費通知を年３回、ジェネリック医薬品差額通知を年２回発送いたします。令和２年２月末時点の上峰町国民健康保険ジェネリック医薬品切替率は78.1％となっています。引続き医療費の適正化について啓発に努めていきます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者や感染が疑われる被用者への傷病手当金の給付ができるよう、上峰町国民健康保険及び後期高齢者医療保険において各種整備を行いました。後期高齢者医療事務については、佐賀県後期高齢者医療広域連合と連携し、きめ細やかな窓口サービスを引続き行います。

国民年金事務については、佐賀年金事務所と連携し、窓口及び広報紙等を活用した制度の周知に努めていきます。

３．福祉介護係

生活保護につきましては、令和元年度中における本町への相談件数として、12世帯17人であり、うち５世帯９人の方が認定されました。

３月25日から、身体障害者手帳１級又は２級、療育手帳（Ａ）、精神障害者保健福祉手帳１級のいずれかを保持している在宅の障害者へ、タクシーの基本料金を助成する福祉タクシー券の交付を開始しました。受給資格者179名に通知し、５月７日現在39名の方に交付をしております。

介護保険による法定給付につきましては、保険者である鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し、要支援・要介護認定者に対し、居宅サービス・施設サービス等の保険給付を引き続き行います。

通学バス・乗合タクシー・施設間巡回バスについては、町民生活及び経済活動の安定の観点から、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら安全に配慮し運行を行っております。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。上峰町におきましても、５月７日から特別定額給付金申請書を町内全世帯に郵送しました。マイナーポータルを利用したオンラインでの申請受付も５月７日から開始しております。緊急経済対策の趣旨を踏まえ、申請された方に速やかに給付ができるよう進めて参ります。

税　務　課

１．課税係

令和２年度の町税当初課税関係では、５月に入り固定資産税、軽自動車税を、連休明けには個人住民税特別徴収分の納税通知書を発送致しました。

当初賦課時点の課税状況をお知らせします。

固定資産税は、納税義務者が延べ3,806名、調定額は728,040千円（対前年比1,910千円の減）となっています。大型店舗及びテナント閉店に伴う償却資産の減に伴うものです。

軽自動車税は、4,592台が対象で、調定額は33,710千円（前年比1,400千円の増）となっています。登録台数はほぼ前年並みの状況ですが、新車登録から13年経過したことに伴い経過措置から経年重課に移行した車両分が調定額を押し上げた形です。

個人住民税の特別徴収分は、1,537事業所（対象者3,339名）に対し、総額277,840千円（前年比7,330千円の増）を通知、特徴対象事業所の数も前年より約３％増加しています。

２．収納係

令和元年度の町税について、４月末時点の徴収率をお知らせします。

一般町税の現年度分は、徴収率99.4％（前年同期99.1％）で、対前年比0.3％の増、滞納繰越分については、徴収率26.9％（前年度28.4％）で、1.5％の減となっています。

現年度分、滞納繰越分を合せた一般町税全体の徴収率は、97.7％（前年同期97.4％）で、0.3％の増という状況です。

次に、国民健康保険税の状況ですが、現年度分は、徴収率94.2％（前年同期94.4％）で、0.2％の減、滞納繰越分については、徴収率16.9％（前年度16.8％）で、0.1％の増となっています。

現年度分、滞納繰越分を合せた国民健康保険税の徴収率は、78.7％（前年同期79.1％）で、0.4％の減という状況です。

建　設　課

１．建設係

先ず町道関係につきましては、土木工事として側溝改良等工事の設計に着手しており、その他、町道維持管理の各種業務についても、随時発注予定です。舗装補修工事につきましては、今年度も公共施設等適正管理推進事業債を活用し、設計次第、随時発注予定です。また、交通安全関連につきましては、通学路やキッズゾーンのカラー舗装等の事業実施を予定しています。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業につきましては、西峰東西３号線や下坊所東西線の用地買収及び物件移転補償を行いながら、補助金交付申請の準備を進めており、交付決定後は速やかに改良舗装工事に着手します。

社会資本整備総合交付金事業につきましては、道路改良事業３路線を計画しています。八枚碇線では用地買収、三上北南北１号線では用地測量、坊所南北線では実施設計の発注を予定しています。

橋梁につきましては、定期点検の実施と長寿命化修繕計画の見直しを予定しています。

河川につきましては、町管理河川の雑草伐採等業務及び鳥越川の浚渫工事を実施します。

用悪水路につきましては、下坊所地区及び堤地区においての護岸改修工事などを予定して

います。

国道及び県管理の道路、河川につきましても、国道事務所や東部土木事務所等の関係機関と密に連携を図りながら、安全安心のまちづくりを主眼においた施策をとっていただくよう尽力してまいります。

２．管理係

社会資本整備総合交付金事業による耐震診断事業費補助等につきましては、今年度におきましても、交付内示を受けており、町内に対し当事業の広報・周知を行うとともに補助金交付手続きの準備を進めているところです。

町営住宅につきましては、引き続き修繕や設備の保守等により入居者の住環境の維持管理に努め、今後も適正な管理を行うことで、安定した居住空間の確保を図ってまいります。

農業集落排水事業につきましては、適正な維持管理に努めているところですが、経年劣化による機器の更新を順次行っていくべく、今年度については、農山漁村地域整備交付金事業により切通処理場の実施設計を発注予定です。

産　業　課

本年もまちづくり実行委員会にて、鎮西山の桜ライトアップを計画しましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、中止をせざるを得ませんでした。来年は、鎮西山の桜をより一層の多くの方に楽しんでいただけるように、提灯やＬＥＤスポットライトの照明を充実させ、魅力的な夜桜を多くの町民の皆様に楽しんでいただくよう計画します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置であるセーフティネット保証制度の認定を４月末までに24件行ったところです。事業者への影響は深刻であり、先の臨時議会により承認いただきました町独自の対策であります、応援給付金、休業支援金、ハコミネ町民市につきましても実施しているところであります。今後も状況把握に努め、対策を立案するとともに、商工会と連携を強化して、協働で行っていくところです。

本年産米の生産のめやすの配分が、前年より16トン減の1,375トンと通知されたのを受けて、ＪＡ各生産組合に生産のめやすの数量を配分し、営農計画書により取りまとめを行っており、８月に現地作付確認を実施いたします。転作率は39.7％となっています。

西峰地区にあります「ふれ愛菜園」では、今年度も利用者の募集を行い、29区画の全ての区画の契約に至っており、利用者の皆様には、この菜園で土に触れ、野菜や花づくりを楽しみながら、収穫の喜びも味わっていただければと思います。

教　育　課

新型コロナウイルス感染防止対策として、学校は、３月３日から臨時休業を行ってきました。４月６日、新学期スタートにあたっても、小・中学校とも放送による始業式を行い、翌７日から再び臨時休業措置を取っています。

４月９日、規模縮小、時間短縮、マスク着用、アルコール消毒による感染防止策を徹底して、上峰小・中学校で入学式を挙行し、小学校95名、中学校110名の児童生徒が入学をいたしました。新入生とその保護者、教職員と教育委員会のみの参加でしたが、厳粛かつ希望に満ちた式であったと報告を受けています。上峰町小学校入学祝金については、手続きの丁寧な説明や入学式での目録贈呈など制度の周知に努め、該当する全家庭に申請いただき、入学者一人あたり20千円を給付しました。４月16日、国の緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されるなど感染防止対策が強化される中で、小学校では「１年生を迎える会・春の遠足、リレー大会など」が中止になりました。中学校でも１・２年生のスケッチ大会、日韓交流大神中高校訪問が中止され、３年生の広島修学旅行が10月に延期されました。

このような中、状況の長期化を考慮し、児童生徒の健康状態の把握や学習の遅れをなくすことを目的として、テレビ会議システムを利用した小学５年生から中学３年生までのオンライン授業システムの構築を進めました。タブレットなど端末や通信環境が整っていない家庭に対しては、端末をはじめｗｉｆｉルーターやｗｅｂカメラ等を貸し出し、対象学年の全ての家庭で授業の受講が可能な環境を整備するとともに、児童生徒及び教員の操作スキル向上に努めました。現在では、オンライン授業がすぐにでも開始できる準備が完了しています。

上峰町立学校学校指導員助手業務につきまして、小・中学校に外国語指導助手（ＡＬＴ）をこれまでどおり配置し、外国語による実践的なコミュニケーション能力の向上及び国際感覚の養成を図ります。また、上峰町立学校ＩＣＴ利活用教育等推進業務を委託契約しました。昨年同様小・中学校にＩＣＴ推進員を配置し、ＩＣＴ機器を利活用した教育業務全般に関し、教職員・児童生徒へのサポート体制を充実させ、ＩＣＴ利活用教育を推進してまいります。

上峰小学校オンライン英会話業務を委託契約しました。本年度４月から小学校新学習指導要領全面実施となり、小学校５・６年生の教科としての英語に加え、小学校３・４年生で外国語活動がスタートしました。これまでのオンライン英会話授業の成果を踏まえ早い段階から英語に慣れ親しませるため、対象を小学校３・４年生にも拡充し、５・６年生はマンツーマンによるオンライン英会話授業、３・４年生はクラス単位のオンライン英会話授業により、グローバル化に対応した教育を推進してまいります。

また、放課後を活用した学習塾、家庭教師、文化・スポーツ教室及等（67ページで訂正）学校外教育サービス利用にかかる経費の助成を行う上峰中学校放課後補充学習業務を委託契約しました。７月には交付通知を送付し、「スタディクーポン」の利用を開始する予定です。生徒の学力定着や苦手分野の克服、学習意欲向上、個性や才能を伸ばす機会を提供してまいります。

生涯学習課

１．生涯学習係

上峰町民センターにおいては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、３月16日か

ら施設を臨時的に休館しました。その後、５月４日に国の緊急事態宣言の延長が決定され、翌５日に佐賀県が県有施設の再開方針を決定しました。そこで、近隣自治体の感染状況等も鑑みながら、臨時教育委員会、上峰町新型コロナウイルス感染症対策会議において協議の上、５月12日町内の方への上峰町民センター利用を再開しました。

また、上峰町民センター事務室の受付窓口に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、入館される皆様へのアルコール消毒液及びアクリル板を設置し、施設利用申請受付や接客等を行っています。今後については、引き続き、感染拡大防止策を徹底しながら施設の管理・運営に取り組んでいきます。

４月２日の分館長会議については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議体にはせず、補足説明を付した資料を送付し、事業計画等の理解と協力を依頼しました。

４月22日上峰町民センターにおいて、ホール音響設備更新事業プロポーザル審査会を書面審査により実施しました。企画提案に基づき、ホールにおける式典、イベント等の効率的かつ安定・安全な運用が行えるよう、スピーカーをはじめとする音響設備の更新を実施いたします。

さらに、社会教育委員会議、青少年育成町民会議、青少年健全育成推進員会、子どもクラブ育成協議会等については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、会議体や各種事業の在り方を検討しながら取り組んでいきます。

２．生涯スポーツ係

体育センター、武道館等屋内施設の社会体育施設については、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、３月16日から、また中央公園多目的グラウンド、テニスコート等屋外施設については、４月１日から臨時的に休館しました。なお、多目的グラウンド以外の中央公園遊具施設等利用については、４月22日から町内の方のみの利用としています。

５月12日、県の県有施設再開方針を受け、臨時的に休館していた社会体育施設を町内の方の利用について再開しました。今後については、引き続き感染拡大防止策を徹底しながら施設の管理・運営に取り組んでいきます。

４月２日の住民スポーツ推進指導員班長会、４月７日のスポーツ推進委員定例会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議体にはせず、補足説明を付した資料を送付し、事業計画等の理解と協力を依頼しました。

４月14日のスポーツ少年団本部役員会についても会議体にはせず、議案事項を確認していただいた上で、議決書の返送による書面議決に代えて行いました。

また、４月５日開催予定であった鎮西山ふれあいの森フェスタ及び５月14日開催予定であったニュースポーツ講習会については、中止しました。

３月24日、国際オリンピック委員会と東京2020組織委員会において、世界的な新型コロナウイルス感染症のパンデミック状態を踏まえ、東京2020オリンピックの延期が決定されまし

た。これに伴い、５月11日中央公園から庁舎までの道路区間において、実施予定であった「東京2020オリンピック聖火リレー」についても延期となりました。これまで聖火リレー実施に向け多大なご協力をいただき、今回の延期により大変ご迷惑をおかけいたしました関係者の皆様には、ご理解いただければと存じます。

聖火リレーについては、オリンピック大会延期日程に合わせて、あらためて詳細が決まり次第、町民の皆様はじめ関係者の皆様へご連絡を差し上げますので、引き続きご協力いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

なお、聖火リレートーチの展示を県内全市町において実施予定であり、本町では、６月29日から７月３日までの間、小学校、中学校及び庁舎において展示予定をしています。多くの児童、生徒、町民の皆様に観覧していただきたいと考えています。

文　化　課

文化財関係では、例年国庫補助事業の適用を受けて実施している町内遺跡埋蔵文化財確認調査事業について、これまでに12件の開発行為の届け出等があり、うち５件について埋蔵文化財確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

町史編さん関連事業では、６月17日開催予定の町史編さん委員会編集部会（執筆委員会）に向けて、原稿編集、資料調査、資料収集、レイアウト指示等について各執筆委員と協議を行いました。

図書館関係では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、３月16日から５月11日まで図書館を休館しましたが、緊急事態宣言により不要不急の外出を自粛している町民のストレスの解消と家庭での読書機会の確保及び絵本や読書での心の癒しを図るため、４月28日・30日、５月１日・７日・８日の５日間は、電話予約による図書の屋外貸出を実施し、合計96人に501冊を貸出しました。連休前から実施したこともあり、読書により有意義な時間を過ごせると、多数の利用者から喜びの声をいただきました。

なお、県立図書館が５月11日から再開されることに伴い、本町図書館も定期休館日翌日の５月12日からコロナウイルス感染拡大防止対策に併せて長時間滞在を禁止するなどしたうえで、町内在住者に限定し、開館しております。

○議長（中山五雄君）

これで町長の行政報告は終わりました。

日程第４　諸般の報告

○議長（中山五雄君）

日程第４．諸般の報告。

諸般の報告をお願いします。

○財政課長（坂井忠明君）

皆様おはようございます。私のほうから、令和元年度上峰町一般会計継続費繰越計算書及

び令和元年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして御報告を申し上げます。

お手元に報告書の１枚目、令和元年度上峰町一般会計継続費繰越計算書を御用意ください。

では、地方自治法施行令第145条第１項の規定により御報告をいたします。

財源内訳につきましては、該当財源のみ読み上げてまいります。

令和元年度上峰町一般会計継続費繰越計算書。

款の２．総務費、項の１．総務管理費、事業名、行政事務支援業務委託、継続費の総額120,300千円、令和元年度継続費予算現額中、予算計上額3,300千円、前年度逓次繰越額なし、計3,300千円、支出済額及び支出見込額1,650千円、残額1,650千円、翌年度逓次繰越額1,650千円、財源内訳、繰越金1,650千円。

次に、事業名、体育館等整備に伴う中心市街地再評価業務委託、継続費の総額16,500千円、令和元年度継続費予算現額中、予算計上額5,500千円、前年度逓次繰越額なし、計5,500千円、支出済額及び支出見込額5,060千円、残額440千円、翌年度逓次繰越額440千円、財源内訳、その他の特定財源440千円。

合計は記載のとおりでございます。

継続費繰越計算書に関する報告でございました。

続きまして、報告書の２枚目、令和元年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書を御用意ください。

地方自治法施行令第146条第２項の規定により御報告をいたします。

令和元年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書。

上段から、款の２．総務費、項の１、総務管理費、事業名、上峰町ホームページリニューアル事業、金額12,500千円、翌年度繰越額12,500千円、財源内訳、既収入特定財源10,000千円、一般財源2,500千円。

次に、款の６．農林水産業費関係でございます。項の１．農業費、事業名、営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業、金額1,728千円、翌年度繰越額835,800円、財源内訳、未収入の国県支出金で835,800円。

項の２．林業費、事業名、林道九千部山横断線改良事業、金額5,136千円、翌年度繰越額5,136千円、財源内訳、一般財源5,136千円。

次に、款の８．土木費関係でございます。項の２．道路橋梁費で上段より事業名、町道冠水対策事業、金額15,587千円、翌年度繰越額12,043千円、財源内訳、既収入特定財源12,042千円、一般財源１千円。

中段で事業名、社会資本整備総合交付金事業、金額19,989千円、翌年度繰越額19,972,100円、財源内訳、既収入特定財源6,150千円、未収入の国県支出金9,629千円、一般財源4,193,100円。

その下になります。事業名、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、金額32,957千円、翌年

度繰越額20,789,035円、財源内訳、既収入特定財源3,238千円、未収入の国県支出金14,732千円、一般財源2,819,035円。

項の４．下水道費でございます。事業名、屋形原東分用悪水路改修事業、金額7,063千円、翌年度繰越額7,062,976円、財源内訳、既収入特定財源5,120千円、一般財源1,942,976円。

続きまして、款の10．教育費、項の１．教育総務費、事業名、小学校北校舎空調設備更新事業、金額9,350千円、翌年度繰越額9,350千円、財源内訳、未収入の国県支出金1,527千円、一般財源7,823千円。

次に、款の11．災害復旧費、項の１．農林水産施設災害復旧費、事業名、農林災害復旧事業、金額12,741千円、翌年度繰越額10,416千円、財源内訳、未収入の国県支出金5,567,991円、未収入のその他特定財源42,680円、一般財源4,805,329円。

最後になりますが、項の２．公共土木施設災害復旧費、事業名、公共災害復旧事業、金額13,781千円、翌年度繰越額610千円、財源内訳、一般財源610千円、合計は記載のとおりでございます。

以上、繰越明許費繰越計算書に関する御報告でございました。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

これで諸般の報告を終わります。

日程第５　議案一括上程　提案理由の大要説明

○議長（中山五雄君）

日程第５．議案一括上程、提案理由の大要説明。

議案一括上程、提案理由の大要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第32号　上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

令和２年６月９日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第33号　上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

令和２年６月９日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第34号

令和２年度上峰町一般会計補正予算（第３号）

令和２年度上峰町の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,348千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,499,698千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年６月９日　提　出

上峰町長　武　廣　勇　平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第35号

上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を上峰町固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第３項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田345番地１

氏　　名　　鶴　田　朝　子

生年月日　　昭和30年５月２日

令和２年６月９日提出

上峰町長　武　廣　勇　平

以上４議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より４議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。補足説明はありませんか。

○住民課長（扇　智布由君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第32号、議案第33号につきまして補足説明を申し上げます。

まず初めに、議案第32号　上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

お手元に議案第32号を御用意ください。

このことにつきましては、国で定められています特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部を改正する内閣府令（令和２年内閣府令第33号）の公布に伴い、上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

右側が現行、左側が改正後でございます。

特定地域型保育事業者においては、市町村の調整等により、卒園後も引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入れのための連携施設の確保は不要となったため、上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の第42条第４項の右側現行、「町長は、特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる」とあるのを、左側改正後の「町長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる」と改め、その内容を第１号及び第２号として加えるものです。

次に、２ページを御覧ください。

第42条第５項について、連携協力を行う施設を適切に確保しなければならないとされるのは、第４項第２号の場合に限られるため、左側改正後の「前項」の後に「（第２号に係る部分に限る。）」を加えるものでございます。

議案第32号に関する補足説明は以上でございます。

次に、議案第33号　上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

お手元に議案第33号を御用意ください。

このことにつきましては、国で定められています家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第40号）の公布に伴い、上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正後でございます。

上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の第６条第４項につきまして、家庭的保育事業等において、市町村の調整等により、卒園後も引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入れのための連携施設の確保は不要となったため、右側現行の第６条第４項「町長は、家庭的保育事業者等による第１項第３号に

掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる」とあるのを、「町長は、次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる」と改め、その内容を第１号及び第２号として新設するものです。

次に、第37条第１項第４号について、居宅訪問型保育事業者が保育提供するに当たって、母子家庭等の保護者についての要件が追加されたため、左側改正後の傍線部分の「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を療育することが困難な場合」を追加するものでございます。

以上で議案第32号及び議案第33号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○財政課長（坂井忠明君）

私のほうからは、議案第34号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第34号　令和２年度上峰町一般会計補正予算（第３号）でございます。予算書の準備をお願いをいたします。

予算書の２ページ、第１表歳入歳出予算補正の歳入をお願いいたします。

左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の12．使用料及び手数料、補正額ゼロ、計78,048千円。

款の13．国庫支出金、補正額18,358千円、計1,618,808千円。

款の15．県支出金、補正額1,081千円、計315,749千円。

款の16．財産収入、補正額１千円、計９千円。

款の17．寄附金、補正額２千円、計4,000,108千円。

款の18．繰入金、補正額、減額849千円、計3,639,859千円。

款の20．諸収入、補正額1,755千円、計82,139千円。

歳入合計、補正額20,348千円、計12,499,698千円。

続きまして、歳出でございます。

款の１．議会費、補正額、減額3,383千円、計73,318千円。

款の２．総務費、補正額5,592千円、計8,121,702千円。

款の３．民生費、補正額16,266千円、計1,381,430千円。

款の４．衛生費、補正額614千円、計597,026千円。

款の６．農林水産業費、補正額、減額4,097千円、計388,392千円。

款の７．商工費、補正額６千円、計201,874千円。

款の８．土木費、補正額、減額1,869千円、計555,176千円。

款の９．消防費、補正額2,853千円、計170,543千円。

款の10．教育費、減額5,634千円、計611,409千円。

款の14．予備費、補正額10,000千円、計26,740千円。

歳出合計、補正額20,348千円、計12,499,698千円。

予算の概要につきまして説明をさせていただきます。

補正予算に関する説明書の３ページをお願いをいたします。２の歳入でございます。

上段のほうの款の13．国庫支出金、項の２．国庫補助金、目の４．総務費国庫補助金、節の１．社会保障・税番号制度システム整備費補助金8,789千円で、デジタル手続法に係る住基及び戸籍附票システムの整備補助金でございます。

その下、説明欄の２項目めでございます。節の２．総務費補助金で通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金4,667千円は、マイナンバーカード関連の事務委任交付金となっております。内容は歳出の項で御案内をいたします。

続きまして、４ページ下段のほうをお願いいたします。

款の18．繰入金、項の１．基金繰入金、目の１．財政調整基金繰入金で、減額の6,569千円でございますが、補正に伴う歳入超過の調整のため、基金繰入金を減額するというものでございます。今回補正後の財政調整基金残高は、約164,000千円となります。

５ページの上から２項目め、目の12．ふるさと寄附金基金繰入金5,654千円でございますが、寄附者の意向を受け、各種の事業に充当をいたしております。

歳出のほうに移らせていただきます。８ページ下段のほうをお願いをいたします。

款の２．総務費、項の３．戸籍住民基本台帳費、目の１．戸籍住民基本台帳費、節の12．委託料8,789千円でございますが、デジタル手続法に係る住基システム及び戸籍附票システムの改修費で、内容につきましては、住民票が消除されることとなる国外転出者について、住基情報の一つである住基コードと戸籍の附票をひも付けすることで、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基礎として利用できるようにするものでございます。

その下、９ページで節の18．負担金、補助及び交付金4,667千円でございますが、通知カード・個人番号カード事務委任交付金でございます。マイナンバーカードの交付枚数を基に、国から提示された金額を事務委任先であります地方公共団体情報システム機構へ全額お支払いをするものでございます。いずれも歳入の項で申し上げたように、費用の全額は国のほうが負担をいたします。

少々飛びます。16ページの上段をお願いをいたします。

款の９．消防費、項の１．消防費、目の２．消防施設費、節の12．委託料1,200千円でございますが、老朽化した消防団第３部の消防格納庫を移転新築するため、設計委託料を計上いたしております。

19ページをお願いいたします。

款の14．予備費でございますが、現計予算16,740千円中、５月末までの２カ月間で既に４割、6,322千円を新型コロナ感染症対策に充用済みでございまして、この先想定される感染症の第２波や豪雨、台風など自然災害の発生等に備え、今回、10,000千円を予備費に追加をいたすものでございます。

以上で議案第34号　令和２年度上峰町一般会計補正予算（第３号）の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午前10時31分　散会